

サンライフ盛岡の機能の追加と変更について

平成30年11月26日

商 工 観 光 部

1 趣旨

「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」に基づき、平成31年度に大規模改修が予定されている中高年勤労者施設であるサンライフ盛岡に、盛岡市中央通勤労青少年ホームの機能を追加するとともに、大規模改修後のサンライフ盛岡を勤労福祉会館に変更しようとするものである。

2 改修内容等

サンライフ盛岡は、中央通勤労青少年ホーム利用者を受け入れるほか、より多くの勤労者の活動場所の確保や多様なニーズに応えるために大規模改修を行い、その具体的な内容は、サンライフ盛岡の1階で未利用となっていた喫茶室を音楽室及び多目的室として整備するほか、職業相談室を集会室として整備するとともに、現在大規模改修中の仙北地区活動センター2階に2室のクラブ室を整備し、サンライフ盛岡の一部として利用する。このほか、トイレの洋式化も含めた施設全体の美化、照明のLED化及び冷暖房更新に伴う省エネルギー化を図る。

また、サンライフ盛岡は利用対象者の要件を45歳以上、盛岡市中央通勤労青少年ホームは35歳未満の勤労者としているが、利用者の年齢要件を廃止し、年齢に区分されない勤労福祉会館とするとともに、盛岡市中央通勤労青少年ホームの機能である、勤労者を対象とした講座の実施やクラブ活動に対する支援等を大規模改修後のサンライフ盛岡に引き継ぐものである。

3 条例の改正

大規模改修後のサンライフ盛岡を勤労福祉会館として設置するために「盛岡市勤労福祉会館条例」を改正し、必要な事項を規定する。

(1) 施設の概要

ア 名称及び位置

名称	位置
サンライフ盛岡	盛岡市仙北二丁目4番12号

イ 開館時間 午前9時から午後9時まで

ウ 休館日

(7) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(イ)に掲げる休日を除く。）

エ 使用料 既存の部屋及びスポーツ室に係る使用料は、大規模改修前と同額とする。また、新設する部屋に係る使用料は、次表のとおりとする。

なお、冷暖房が全館集中方式から個別方式に変更されることから、冷暖房料は、使用する場合に限り使用料の3割に相当する額を別途徴収するものとする。

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1集会室	600円	1,000円	800円	1,600円	1,800円	2,400円
クラブ室（いわて）	600円	1,000円	800円	1,600円	1,800円	2,400円
クラブ室（ひめかみ）	400円	800円	600円	1,200円	1,400円	1,800円
多目的室	1,000円	1,700円	1,400円	2,700円	3,100円	4,100円
音楽室	300円	500円	400円	800円	900円	1,200円

※クラブ室（いわて、ひめかみ）は仙北地区活動センター2階

オ 運営及び管理 指定管理者に行わせる（利用料金制を採用する。）ものとし、指定管理者の業務については、他の勤労福祉会館が行う業務のほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行わせるものとする。

(2) 附則において、次に掲げる条例を廃止する。

ア 盛岡市勤労青少年ホーム条例（昭和38年条例第24号）

イ 盛岡市中高年齢者勤労福祉センター条例（平成14年条例第42号）

4 施行期日

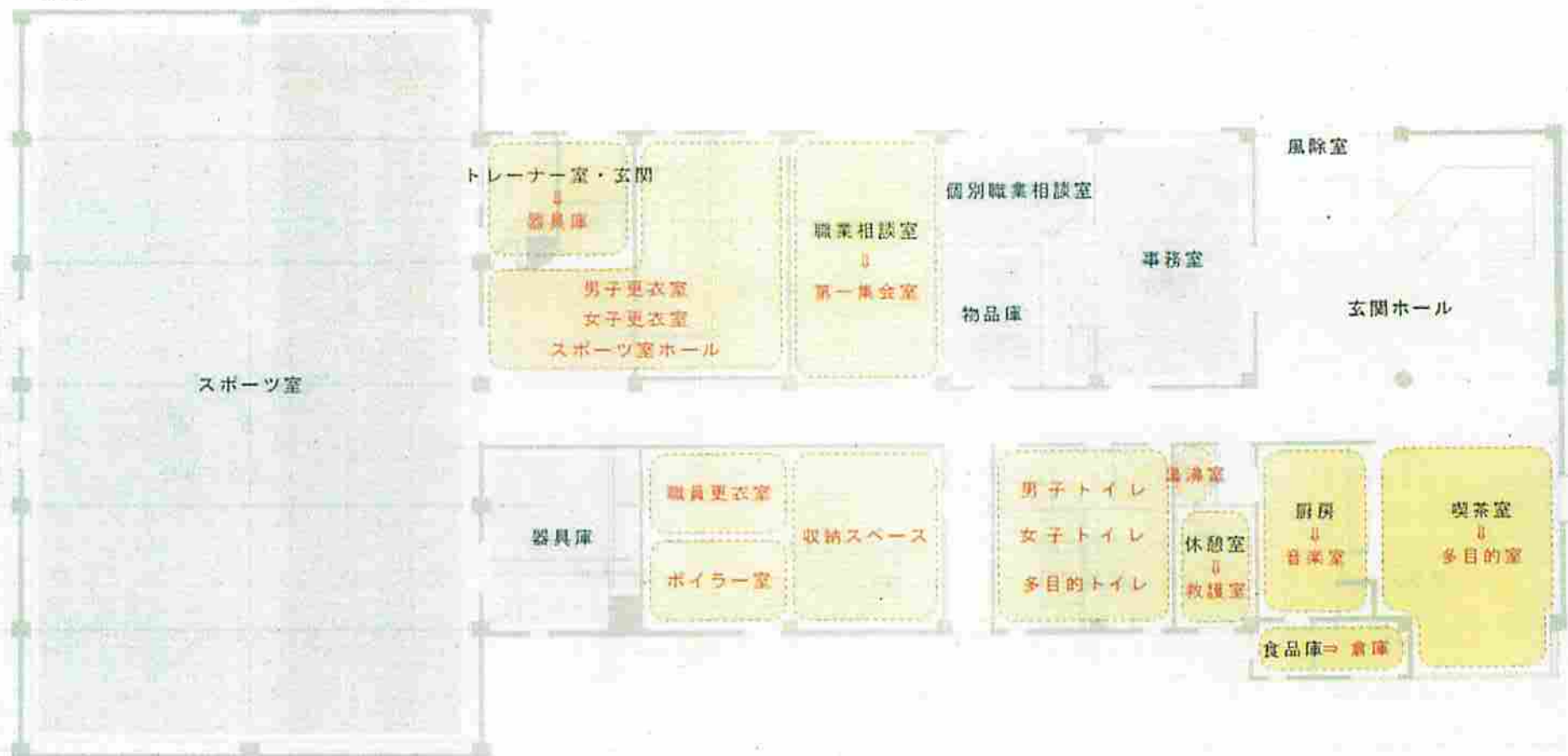
(1) 改正後の盛岡市勤労福祉会館条例 平成32年2月1日

(2) 盛岡市勤労青少年ホーム条例の廃止 平成31年4月1日

(3) 盛岡市中高年齢者勤労福祉センター条例の廃止 平成32年2月1日

サンライフ盛岡大規模改修計画図

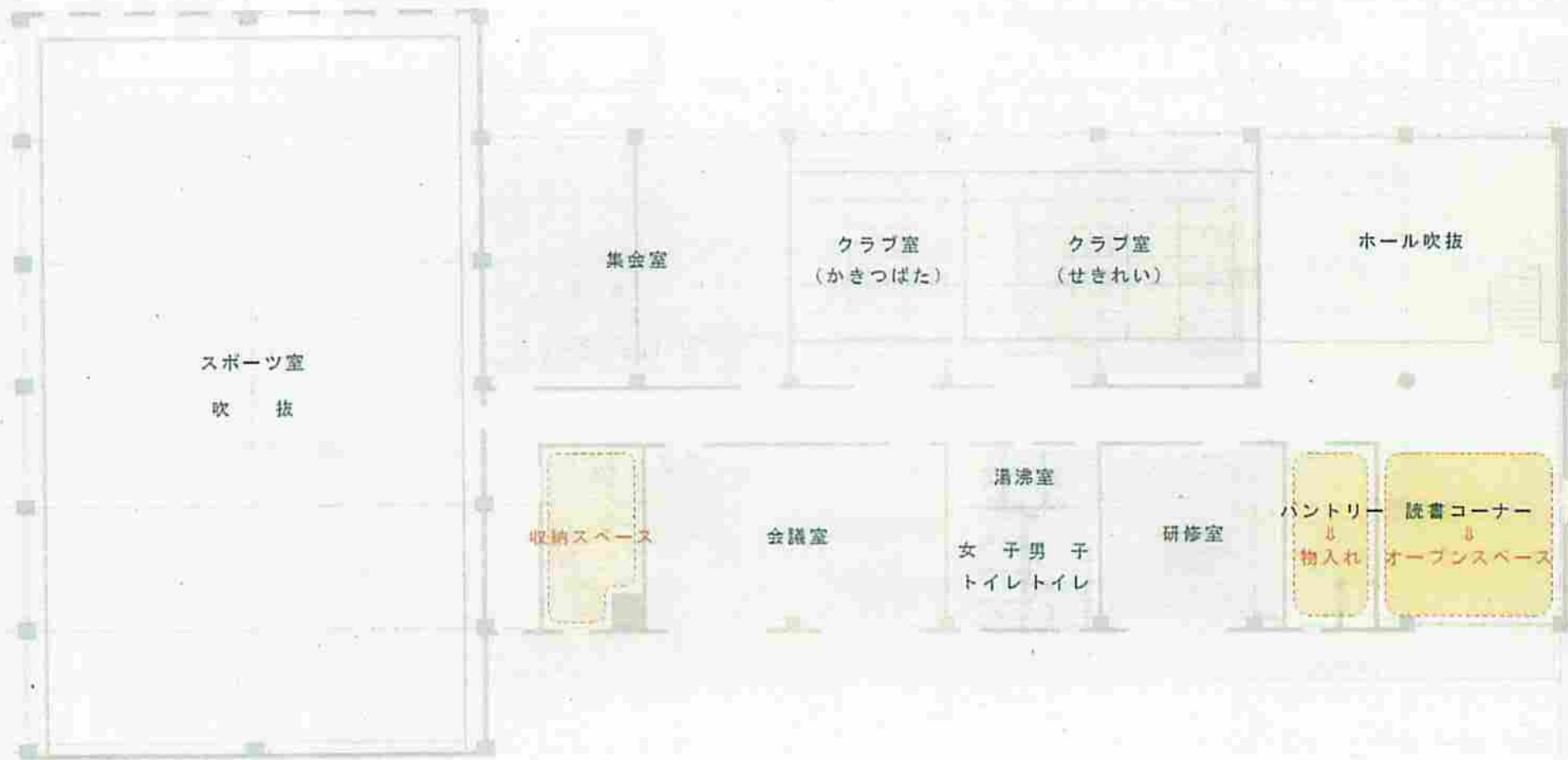
1階



用途、間仕切りなどを変更する部屋
 既存の使い方のまま設備、内装などを更新する部屋

2階

2



 用途、間仕切りなどを変更する部屋

 既存の使い方のまま設備、内装などを更新する部屋

